

●研究ノート

「難民化」経験の多様性 —在日ベトナム難民の出国背景に着目して

近畿大学人権問題研究所特任講師 瀬戸 徐 映里奈

はじめに

本論の目的は、日本に在住する難民として渡日したベトナム人たちをとりあげ、それぞれの難民化の経緯を明らかにすることで、同じ社会的集団として一括にされる人びとが内包する経験の多様性を捉えることである。一般的に難民とは、所属していた国家の崩壊や、迫害・弾圧、災害などによって国境を超えた逃避を余儀なくされた人びとのことを指す¹。これらの人びとには亡命者も含まれるが、ある時期に発生した共通する事象の余波をうけて、その社会の構成員の一定数が出国したという集団性をもつ点で異なる。

世界規模で難民の発生が拡大・長期化するなか、各国はそれぞれの難民認定制度を設け、庇護を求める者が難民であるかどうかを審査する体制をとってきた。認定されれば難民条約²に基づきその権利は保障される。しかし、大量に発生すれば個別審査が間に合わなくなり、そもそも庇護を求める国の難民審査基準が厳しければ、条約に基づく難民として認められない。難民たちの「生」は、どの時点でどのような経緯で難民化したのか、どの国に避難し、どの国に受け入れられたのかによって大きく左右させられる。難民の受け入れが長期化するに従い、受け入れ国側の負担が増大していくと、政府や世論のなかから、

¹ 気候変動が加速化するなか海面上昇や砂漠化によって、居住地を失った環境難民の発生も深刻化している。難民といっても、その逃避の理由、居住地の喪失や断絶の過程は、実に多様である。

² 1951年に採択された「難民の地位に関する条約」、1967年に採択された「難民の地位に関する議定書」の2つをあわせて、一般的に「難民条約」という。

制度を悪用して出国するフリーライダーのように難民を扱い、正当な難民なのかをより強く精査しようとする声生まれることも珍しくはない。

本論がとりあげるベトナム難民の場合も、その流出が長期化したことにより、1980年代には貧困を苦にした脱出であり政治難民とは異なる存在であるといったメディア報道が目立つようになった³。ベトナム難民の発生は、1975年にベトナム共和国（南ベトナム）の首都サイゴンの陥落から始まり、90年代に至るまで継続した。その総数は、ベトナムからボート・ピープルとして出国した人だけでも約80万人にのぼる⁴。そのうち日本には約8,600人が受け入れられ、次世代を育みながら現在も暮らしている。当時、80年代末に発生した中国人の偽装難民問題も新たに渡日したベトナム難民が「経済難民」であるといった言説の後押しをしてしまったといえる⁵。しかし、国家の崩壊や、明らかな迫害や弾圧だけが、難民化を生み出すわけではない。大きな事象をきっかけにしつつも、実際は複数の事象が絡まりあい、長期的なプロセスの帰結として難民が発生するのであり、きっかけとなった出来事による社会的混乱が一見収束したようにみえても難民の流出が継続することはままあることである。ベトナム難民の場合、それぞれを出国へ至らしめた要因は、1970年代後半から90年代へ至るまでのベトナムとその周辺国との関係、国際的な難民支援政策のなかで生じたものである。個々人の出国理由は、共通点もあれば、居住地域・出身階層・世代・ジェンダー・エスニシティによって異なるものもある。難民たちが難民化したプロセスとは、複眼的な視点から検討されなければならないが、それが難民受け入れの社会に共有されていないことは、かれらが抱える困

³ 特に89年に難民流出数が増大し、以下のような記事が紙面を賑わせた。生井久美子、曾我豪「急増する難民『経済的理由』に政府苦慮『強制送還』案も浮上」『朝日新聞』1989年08月25日、朝刊、p.4、「『経済難民』対策手詰まり——ベトナム難民漂着問題」『毎日新聞』1989年8月31日、東京朝刊、p.3。

⁴ 難民事業本部HP <https://www.rhq.gr.jp/outline/>（2022年1月17日アクセス）。

⁵ とはいえ、中国からの偽装難民のなかには、中越戦争時にベトナムから中国に逃れた者も含まれていた（若林1990：35）。

難の実態を捉えられず、有効な支援や自律的な生活再建の発展を阻んでしまうことさえあるだろう。そこで本論は、日本に30年以上暮らすベトナム難民たちの難民化までの経験を聞き取り、その差異と共通性について考察する。そのうえで、難民という集団が元来抱えている経験の多様性について捉え直し、政治難民・経済難民と単に二分化できない難民を生み出す社会構造を捉えるための視座を得たい。

1. 難民発生の経緯と受け入れ

ベトナム難民が抱える経験の多様性について考察するために、まずベトナムの現代史をふまえる。そのうえで、日本のベトナム難民に対する受け入れ・居住支援について述べ、日本に定住しているベトナム難民の概況を述べる。

ベトナムをめぐる国際情勢

第二次世界大戦後、東西冷戦体制に巻き込まれながらアジア・アフリカ・ラテンアメリカ各地で植民地支配からの独立、新国家建設をめぐる紛争が起こった。仏領であったベトナムもそうした激戦地の一つである。日本占領からの解放後、ベトミンによってベトナム民主共和国が樹立されたが、再びベトナムの支配回復を試みるフランスは、南部に親仏政権を樹立するなどして対抗し⁶、第一次インドシナ戦争（抗仏戦争）が勃発した。ベトナム民主共和国はフランスに勝利したが、1954年のジュネーブ条約によって、ベトナム民主共和国（以後、北ベトナム）とベトナム共和国（南ベトナム）にベトナムは分断されることになった。このことは、イデオロギーや宗教的理由によって、南北双方への移動の流れを生み出し、故郷を離れる人が続出した。特に、ベトナム北部に在住する多くのカトリック教徒は、共産主義体制による宗教弾圧を恐れ、カト

⁶ フランスは、かつての直轄地コーチシナ領に「コーチシナ共和国臨時政府」を樹立する（古田2017：116）。

リック教徒への優遇政策がとられた南ベトナムへ移住した⁷。家族であっても、支持する政治思想の違いによって、南北それぞれに移住する人に分かれ、17度線の分断が固定化すると終戦まで再会は不可能になった。

1965年にアメリカの軍事介入が本格化すると、戦災で焼きだされた農村部の人々が避難民としてサイゴンなどの都市部に流入していった。家族は散り散りになり、戦災孤児も増加した。パリ協定によって73年にアメリカ軍はベトナム戦争から撤退するが、それ以前に米軍人の配偶者や留学生、戦災孤児としてベトナムから避難した人がいた⁸。留学生や戦災孤児が日本にも少数であるが受け入れられていた⁹。戦争中には、戦禍を逃れるためのベトナム国外へ移住する流れが既に起こっていたのである。その後、1975年4月30日に南ベトナムの首都サイゴンが陥落し¹⁰、ベトナム戦争は終結した。その後、南部を中心にベトナムから出国する人びとの流れが増大・加速化していった。76年には、勝利したベトナム民主共和国(北ベトナム)の主導のもと南北ベトナムは統一、北ベトナムを継承した現在のベトナム社会主義共和国が誕生する。資本主義社会であった南部でも、経済や土地制度に社会主義政策が急進的に導入され、大きな社会変動を経験することになった。

さらに、同じ社会主義陣営に属し、ベトナム戦争中は同盟関係にあったカンボジアと中国との関係が悪化していく。78年12月のベトナムによるカンボジアへの派兵は、カンボジアと友好関係にあった中国の怒りを買い、中越戦争が勃発した。さらに、ベトナムのカンボジア派兵は、アメリカを主として西側諸国からベトナムの侵略行為として避難され、ベトナムに対する経済制裁も行わ

⁷ 仏領期より所有していた土地を農民に貸与していたカトリック教会は、地主と同様の社会経済的機能を果たしていたため、土地改革の対象とされた(萩原1999:15)(福田2006:97)。

⁸ 米軍人の配偶者として渡来したベトナム人のなかに小説「天と地」の作者レ・リ・ヘイスリップがいる。

⁹ 日本への戦災孤児の受け入れは仏教系の宗教団体が行っていた(ホー1987)。

¹⁰ サイゴン陥落時に、サイゴンに駐留していたベトナム大使館や軍の撤退に乗じ、多くのベトナム人がアメリカへ亡命している。

れた。このことで、ベトナム経済はさらに困窮化することになった¹¹。

以上のような政治・社会の変容と不安定化のなかで、多くの難民たちが流出することになる。まず、新政府から迫害されていた旧南ベトナム政権・軍の関係者や資産をもっていた華人たちであり、次に、継続する紛争によって徴兵を忌避する青年たちが難民化した。そして、紛争による中国との関係悪化、そのことによる西側諸国との経済制裁も相まって、ベトナム社会経済は低迷し、ベトナム北部も含めて、新天地を求めてベトナムを出国する難民たちが増加したのである。

日本におけるベトナム難民の受け入れ

ベトナムと日本は、南シナ海・東シナ海で結ばれており、その海上は多くの外国籍の船舶の海路となっている。日本で初めてボート・ピープルが庇護されたのは、戦争終結から1ヶ月が経過した1975年5月のことであった。ボート・ピープルを救助した船舶の寄港地が日本であったり、日本籍船舶であったりした場合、日本で一時滞在することになった。日本政府のベトナム難民に対する当初の対応は、船舶に救助された難民たちが他国への受け入れられるまでの一時滞在のみを認めただけであった。増加する救助者に対して、日本各地で赤十字社やカトリック教会を始めとした宗教組織を中心に一時滞在施設が設置されていった。それは、日本国内に設置された小規模な難民キャンプだった。

すでに難民受け入れで疲弊していたアメリカを筆頭に西側諸国から批判をうけ¹²、日本政府は、1978年4月28日に「ベトナム難民の定住許可について」閣議了解を行い、日本に一時滞在していたベトナム難民のなかから、わずか3名の定住を認めた。その後、1979年4月に500人の定住枠を設定し、徐々に

¹¹ 越米国交正常化が実現したのは、1995年7月12日のことである。ベトナムが86年にドイモイ政策に転じ、市場経済の導入を行ったこと、その後中国との関係改善がめざされ、対米関係正常化へと繋がっていった（中野2016:8）。

定住枠を拡大しながらベトナムだけではなく、各国のキャンプからラオス・カンボジアからの難民も含めて「インドシナ難民」として日本に受け入れ、定住が許可された。この段階的な受け入れ人数の拡大をみても、日本政府の難民受け入れに対する慎重な姿勢が浮かびあがる。

500人の定住が認められた1979年4月に、日本は国際人権規約、続いて81年に難民条約に加入することになる。外国籍者と日本国籍者の平等を謳ったこれらの条約へ加入によって、公営住宅への入居、年金の支給などが外国籍者にも認められ、在日外国人政策におけるまさに「黒船」的なインパクトを与えることになった（田中2013：174）。

日本政府は、インドシナ難民の実質的な定住業務をアジア福祉教育財団（現・難民事業本部）に委託する。衣食住を保障されながら、日本に定住する準備を行う施設として、1979年12月に兵庫県姫路市に、1980年2月に神奈川県大和市に定住促進センターが設置された。センターでは、日本語学習・職業訓練・就労斡旋を軸に、インドシナ難民たちの定住を促進するための支援業務が公的な事業として行われることになった。

また、1980年6月に合法出国計画（Ordinary Departure Programme 以下、ODP）が施行され、人道的な理由に限ってベトナム本国から家族を呼び寄せることも可能になった¹³。呼び寄せられた家族も定住促進センターに入所し、

¹² 日本のインドシナ難民受け入れの決定打となったのは、1979年5月にワシントンで行われた日米首脳会談と、6月に東京で開催された第5回主要首脳会談（東京サミット）である。日米首脳会談において出された大平正芳総理大臣とジミー・カーター大統領の共同声明には、日本政府が、定住枠を拡大し、定住条件の緩和を行う旨が発表された。（外交青書24号 データベース「世界と日本」pp.411-412頁）東京サミットには、アメリカ・フランス・イギリス・西ドイツ、イタリア・カナダ・EUが参加し、主な協議内容は、第二次石油危機についてであったが、このサミットでインドシナ難民に関する共同声明が発表された。特別声明においても、参加国のインドシナ難民の受け入れ、救済と再定住への寄与の実施を述べ、他国も実施するように呼びかけられている。

（https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/summit/tokyo79/j05_c.html 2020年6月22日アクセス）

¹³ 相次ぐ危険な脱出を止めるために、UNHCRとベトナム本国の覚書が交わされ、離散家族の再会を目的とした合法的な出国が認められた。

日本語教育や職業訓練、就労斡旋をうけることができた。

1982年2月には、大村入国者管理収容所の隣接地に、救助された難民たちが日本への定住か第三国へ移住するのかを決定するまでの一時滞在施設として大村難民一時レセプションセンターが設置される。さらに難民の増大を受け、1983年4月には国際救援センターが東京都品川に設置された。このように難民の受け入れが増大していくなかで、定住促進センターの設置後も、欧米諸国への定住を希望する人は多く、一時滞在施設は維持されるどころか増設された¹⁴。新たに設置された定住促進センターと全国各地にあった一時滞在施設を通じて、ベトナム難民たちは就労斡旋先へと定住していくこととなる。このようにして、閣議了解以後は、アジア福祉教育財団と上記の民間組織と協働しながら、日本国内の難民の定住支援システムが徐々に整備されていったのである。

さらに難民流出の長期化に伴い、各国も難民への門戸を閉ざしていく。日本政府は1989年に閣議了解によって、インドシナ難民に対するスクリーニング制度を開始する。この審査の結果、漂流中に救助されたとしても難民として認められず、ベトナムへ送還される場合もあった。95年に救助された難民や各国に滞留している難民の受け入れは終了し、全国の一時滞在施設も定住促進センターも閉所した。その後もODPによる家族呼び寄せも2005年で終了することになる。その後、ベトナムからの移住手段は、ODPによる家族呼び寄せか、結婚による配偶者ビザ取得などへと移行し、難民受け入れを端緒として日本へのベトナム人の移住はその後もゆるやかに継続していった。

2. 調査・分析方法

ベトナム難民たちが抱える経験の多様性をインタビュー協力者たちの語りを

¹⁴ 救助された一時滞在者の難民のなかには、日本ではなく欧米諸国への受け入れを希望する人も多く、その場合は原則的には日本に定住するための定住促進センターへは入所しなかった。しかし、受け入れ国が決まらず、一時滞在施設から日本に定住する人もいた。

明らかにし、個別の経験をもとにかれらを難民化に至らしめた社会・経済状況について整理する。

本調査のインタビュー協力者は20人で、うち男性が14人、女性が6人である。当時、親に同伴して出国した12歳以下の子どもたちは聞き取りの対象に含めていない。インタビュー全員が、定住促進センターが設置された兵庫県姫路市に居住している。全員が世帯を形成しており、PN・VC、MH・PP、GN・LH、KH・NTの4組が婚姻関係にある。インタビューは、2009年から2020年の間に断続的に実施した。

政治学者の五島（1994）は、90年代まで継続したベトナム難民の出国要因を

表1-1 ベトナム難民の出国背景とその時期区分

第1期	1975年4月～78年2月	ベトナム戦争終結に伴って難民が大量に発生。 難民の多くは、南ベトナム軍・政府関係者とその家族、経済的に豊かな華僑・華人であった。
第2期	1978年3月～79年10月	ベトナムとカンボジア・中国の関係が悪化。北、南ベトナム双方から華僑・華人の難民が大量に発生。1979年5月より家族再会など人道的ケースに限って、合法的な出国を認める「合法出国計画（ODP）」を開始。同年7月に開催された「第1回ジュネーブ国際会議」でベトナムから流出する人々をすべて難民として規定し、ベトナムはポर्टビープルの流出阻止の姿勢を示し、組織的なポर्टビープルの大量発生は減少する。
第3期	1979年10月～86年12月	ポर्टビープルの流出は一時的に減少したが、中越関係の悪化、カンボジア派兵・中越戦争が勃発したために経済状況が悪化。共産党に対する失望が高まり、難民として出国する人たちが再び増加する。第1期に比べて、難民になる人の出身階層が広がった。
第4期	1987年1月～89年6月	ドイモイ政策への転換。難民の一時帰国が認められ、ベトナム国内への送金・贈り物が奨励され、彼らの投資に対して優遇措置がとられる。難民になることに対する心理的抵抗が薄らぎ、「難民」として国外に脱出して豊かになりたいという意識が強まる。またカンボジア・中国との関係の改善によって、国外に出るためのより安全なルートを確認することができるようになった。増加する難民を抑制するために、難民であるかを審査する「スクリーニング制度」の導入や自主帰還が促進される。また、帰還者に対して、安全に尊厳をもって再適用がなされるよう、政府の支援が行われるようになった。
第5期	1989年6月～91年9月	旧ソ連・東欧諸国が脱社会主義の道を歩み、全面的に依存してきたソ連との同盟関係が破綻。開放政策を促進して他の諸外国の投資を増大させ、援助の獲得が必要になる。また国際社会もベトナムとの関係を見直し始める。ポर्टビープルの数が半減し、合法出国者が2、3倍に急増。しかし、外帰した「難民」の経済的豊かさが目につき、「難民」となることを選択する人ははえなかった。また自主帰還者に対して1年間に支給される月30ドルを魅力に感じて、自主帰還を前提に出国する家族も現れる。帰還を促すための措置が、反対にポर्टビープル流出の原因になってしまっていた。
第6期	1991年10月～1996年	カンボジア和平協定が調印。「カンボジア問題」発生を契機に凍結・停止されていた国際金融機関や各国の援助も再開されることになる。ベトナム経済の一層の発展が期待できるようになる。ポर्टビープルは激減。

出所：五島（1994）をもとに筆者

ベトナムの国内外の政治経済、社会情勢をもとに6つの時期に分類している(表1-1)。本論ではそれぞれの難民化経験を捉えるために、五島の分類を用い、その出国時期からそれぞれのおかれていた社会状況について理解を深めるとともに、全体的な傾向と個人の経験のずれを捉えたい。そのずれから、その経験を多様化せしめている要因について考察する。

3. 難民化の経緯

ベトナムの近現代史と五島の分類から難民の流出経緯を整理するとその出国理由は、①新政権によって弾圧対象となった旧南ベトナム政府・軍の関係者や②その子ども、③社会主義政策のもと迫害された資産家や中国との関係悪化によって弾圧対象とされた華人・華僑、④カンボジア派兵・中越戦争の徴兵対象となった青年、⑤80年代後半から増大する経済的困窮によって厳しい生活を強いられた人びとといった5つのグループに大きく分けられる。

本論がとりあげるベトナム人たちの出身地と難民背景・時期をまとめると表1-2のようになった。出国時期をみると、20名のうち18名が第3期(1979年10月～1986年12月)に集中している。日本政府は、1978年9月に日本に一時滞在していた難民のみ定住許可を決定、1979年4月より閣議了解で定住のための受け入れを許可する。このことによって漂流中に救助され日本に一時滞在していた難民や、香港やフィリピンなどの他国の難民キャンプに滞留していた人々の日本への受け入れが進んだ。よって、インタビュー協力者の出国時期が第3期に集中するのは当然といえるだろう。

出身地は旧南ベトナム領域からの出身者が多く、北部出身者は1名であった(図1-1)。また、TT・NT・DCは祖父母の時代に54年のベトナム分断に際して北部から南部に移住した世帯であり、2世代も経たずして二度故郷を喪失したことがわかる。

五島(1996)は、第3期(表1-1)は難民の出身階層が広がる時期だと述

べており、実際に①～⑤それぞれに当てはまる人たちが含まれていることがわかる。また、南ベトナム政府・軍の関係者の子ども（②）である DC は第 4 期に出国しているが、第 4 期は、難民流出数が再び増大し、「経済難民」問題が国際的に注目を浴びた時期である。同じような立場であっても、必ずしも出国時期が重ならないとがわかる。さらに、メコンデルタ、東南部、中南部では徴兵忌避を理由にしている人が多いが、南ベトナム政府・軍関係者やその子どもも含まれており、都市や地方で単純に分けられるわけでもない。また、本調査では北部出身者は TL のみだが、難民受け入れが停止される第 6 期に出国しており、こちらは五島の区分とも重なっている。

以下では、それぞれの語りに基づき、かれらの人生にどのように難民になるという選択が現れたのかについて明らかにする。

表 1-2 出身地と難民化の背景

出身地 時期	旧首都・近郊, Sài-gòn-Gia Định	南東部, ・ Bà Rịa-Vũng Tàu ・ Bình Thuận	東南部, ・ Đồng Nai	中南部, ・ Khánh Hoà	メコンデルタ ・ Tiền Giang ・ Cần thơ	旧北ベトナム領域 ・ Hải phòng
第 3 期	ND (①・M) VC (①・M) PN (①・F) TT (①・M) MH (②・F) PP (②・M) NL (②・F) GN (⑤・F)	KH (③④・M) NT (⑤・F)		NH (②・M) SN (④・M) DN (④・M)	LT (①・M) NM (①・M) AK (③④・M) PT (③・M) LH (④・M)	
第 4 期			DC (②・F)			
第 5 期						
第 6 期						TL (⑤・F)

注：2009 年－2020 年に姫路に定住していた一世世代（同伴していた 12 歳以下の子どもは、表に含んでいない。）

（ ）の数字は表 1-1 p.95 の出国理由①～⑤を表している。記号は女性 F、男性は M として記載している。

1954 年のベトナム分断の際に、北ベトナムから南ベトナムへ移住した者については太字にしている。

出所：聞き取りより筆者作成

図 1 - 1 出国前の居住地域



注：地名は現在の行政地域をもとに作成している。1975 年以降、行政地域の整理も行われ、省の名前も変更されているが、() 内は出国時の居住地が所在している省の名前を記載している。

出所：筆者作成

4. それぞれの戦後経験とベトナムからの脱出

南ベトナム政府・軍関係者とその家族

南ベトナム政府や軍人、軍属だった人たちの親世代の職業は、南ベトナムの前身ともいえる仏領インドシナ共和国の公務員や軍属だった人が多かった (ND・TT・MH・PP)。上述したように、1954 年のジュネーブ協定によって北緯 17 度線で南北分断が決定された際に、カトリック教徒を優遇する南ベト

ナムでの生活を求めて家族や村落単位で移住した人や仏領インドシナ共和国下であったカンボジアから南ベトナムへ移住した人が含まれている。

サイゴン陥落後、北ベトナムによって旧南ベトナム政府施設・企業は接収された。旧南ベトナム領域の各地に人民委員会が設立され、南ベトナム国民たちは新たに樹立した統一国家への国民登録がすすめられていった。旧南ベトナム政権や軍の高官たちは弾圧対象となり、資産家の財産を接収するなど厳しい措置がとられ、最初の難民流出の要因となった（表1-1の第1期にあたる）。サイゴン陥落後は混乱した社会情勢ではあったが、戦争の終わりと平和の訪れを喜ぶ南ベトナム民衆も多かった。その喜びの一つが、分断によって引き裂かれていた家族の再会である。インタビュー協力者のなかでは、MHの兄が北に残っていたが、戦争終結後にその兄が南に訪ねてきて再会できることになった。家族でなくても、分断によって知り合うことができなかつた人びとが、互いの生活状況を知り、顔をあわせて話ができることは、平和な社会が訪れたことの証左でもあった。しかし、南ベトナムにおける社会主義政策が推進していくなかで、状況は変容していく。

南ベトナムの農業省に勤めていたTTは、敗戦直後に北ベトナムの人びとの人柄に触れ「最初は共産党もいいと思った。平和になって、新しい国で教師などをしながら自分も頑張ろうと思った」と平和な社会の訪れに希望を抱いていた。しかし、新政府による南ベトナム政府の関係者、軍人・軍属への厳しい措置によってその希望は叶わぬものになる。南ベトナム政府の農業省で働いていたTTは、森林政策においてアメリカ軍に協力していたことが追及され再教育キャンプに長期収容されることになった¹⁵。

戦争終結直後、再教育キャンプへの収容は、高位の政治家や軍人のみが長期収容の対象とされていた（ファイ 2015：66）¹⁶。南ベトナムの海軍少尉だった

¹⁵ TT・DCの語りについては瀬戸徐（2020）に初出。

¹⁶ NDも、最初は士官だけが収容の対象とされていたが、次第に対象が拡大し、収容が長期化したと述べていた。

VD は再教育キャンプへの滞在は短期間ですむと思っていた。ところが、中越戦争とカンボジア紛争という情勢の悪化も作用して、その収容期間は10年以上に長期化した。その間、妻の面会は月に一度ほど許されただけだった。思想教育と銘打たれていた再教育キャンプの生活は、実際は開拓やコーヒー栽培などの農業に強制的に従事させられるものだった。当時はサイゴンなどの都市部でも食料不足が深刻化しており、再教育キャンプではなおさら十分な食事は与えられず、キャッサバ (Khoài mỳ) をふかしたものばかりを食べていた¹⁷。再教育キャンプで、TT も栄養失調から病気になり、母の待つサイゴンの自宅へ送られ、軟禁状態で療養することになった。

当然、働き盛りの夫や父を再教育キャンプに奪われた家族も困難に直面することになる。南ベトナム軍人の父をもつ DC は、サイゴン陥落時はたったの10歳だった。父はそのまま収容所に送られ、厳しい労働環境のなかで、病気で亡くなった。DC は、軍人であった父と血縁関係を示す証明書を隠して高校まで進学した。卒業後は、母や他のきょうだいと売店などを切り盛りしていた。母や上のきょうだいは、脱出の機会を見計らいながら過ごしていたようだ。カインホア省出身の NT の場合は、南ベトナムの警察官だった父が再教育キャンプへ送られ、残った家族たちとともに NT は新経済区へ開拓民として移住させられた¹⁸。厳しい生活のなか高校まで卒業し、工学を学ぼうと大学進学を志した NT だったが、再教育キャンプに収容されていた父が兄と共に難民としてベトナムを出国していたことで「反革命分子」としてみなされ、大学受験の資

¹⁷ ND によれば、それはベトナム産ではなくキューバから輸入したもので、加工用であったためか、通常のキャッサバよりも味の劣るものであった。家族からの差し入れがあれば、それらを分け合って食べた。再教育キャンプの監督官でさえも、その差し入れに頼らざるを得ない状況だったようだ (フイ 2015 : 94)。

¹⁸ 再教育キャンプに送られた南ベトナム軍の家族のなかには、新経済区へ送られた人々も多かったが、新経済区への開拓民すべてがこのような背景があったわけではない。都市の人口集中、未開地の開拓のためにおこなわれ 1976 年から 1995 年にかけて 450 万人が全国各地から新経済区へ送られたという (フイ 2015 : 279)。

格さえ得ることができなかった。

南ベトナムの公務員だった父をもつ PP や MH の場合は、戦争終結時は大学生や専門学生だった。学校での事務仕事など兄弟姉妹のなかには新体制下へ移行後もそのまま就労が認められる者もあったが、学生だった PP や MH が新たな就職先をみつけることは困難で、将来性を感じられず海外への脱出を図ることになった。

以上のように、サイゴン陥落後の経験は、家族構成や出身階層、とくに父や本人の職種、本人の年齢によって実に多様である。五島の区分によると第1期に出国した難民の構成員は、南ベトナム政権の関係者と華人が主であった。しかし、南ベトナム政府・軍関係者として迫害対象とされた人びとのなかには、自身が新政府に迫害対象になるとは思わないような社会的地位の人びとまで波及した。再教育キャンプへ収容され身体を拘束されることで、難民になることへの希求は高まりつつも、その時期は出所のタイミングや脱出のための金銭の工面などが整う時期によって差が生まれた。また、新しい統一ベトナムで、困難を抱えつつも生活をやりくりしながら次世代が成長したときには、そのときまた親の職業や社会的地位によって将来の進路を絶たれた。こうした長期的な迫害によって、ベトナム戦争やその後の紛争と連鎖しながらも間接的に人々は難民化していったのである。

華人・華僑

17世紀頃から東南アジアには多くの華人がコミュニティを形成しており、中国大陸と国境を接するベトナムも深い関係をもつ。特にメコンデルタ地域には穀倉地帯を管理下においていた華人たちのネットワークが広がっており¹⁹、南ベトナムの首都サイゴンのチョロン地区はその商業ネットワークの中心

¹⁹ 19世紀の阮朝時代より南部では華人や西欧人を含む外国商人の優遇政策が行われていた（古田2017：91）。

拠点として栄えてきた。長い歴史がある分、ベト族や少数民族のクメール人との通婚は珍しいことではなく、特に多民族地域であるメコンデルタはその傾向が顕著である。また、中国で1949年に中国共産党によって中華人民共和国が樹立されると、共産化をおそれ多くの人が海外へ出国し、一部がベトナム南部に逃れた。南北分断後の55年に、北ベトナムと中国共産党の間に交わされた華僑に関する合意では、ベトナム公民と同様の権利を享受できる華僑優遇政策がとられた。一方、南ベトナムでは華僑のベトナム国籍取得が強制された（古田2016：203）。このような政策の違いからもわかるように南北ベトナムには、渡越経緯・時期、階層のみならず、中国共産党・国民党と南北ベトナム双方の政府との関係性も距離感も異なる多様な華人・華僑が生活を築いてきたのである。

しかし、南北統一後、南部の社会主義政策の推進による資本家から土地や資産の接収・商業活動の停止がすすめられると、華人はその政治的立場に関わらず生活困難に直面することになった²⁰。さらにカンボジア派兵によって中国との関係が一層悪化すると、ベトナム政府は華僑に対し、ベトナム国籍を取得し、ベトナム公民になることを求め、中国籍にとどまる場合には「外国人」同様の厳しい就業制限を課した（古田2016：205）。このベトナム政府の対応は、多くの華人・華僑を南北ともにベトナムから脱出させることになった²¹。78年・79年のベトナムからの脱出者は華人・華僑が多数含まれるが、本調査では自身を華人として認識していたのはKHとAKのみであった。

KHは、ベトナム南東部のビントゥアン（Binh Thuận）省で生まれ、AKはメコンデルタのカントー（Cần thơ）市で生まれた。どちらの両親も、中華人民共和国の樹立後に中国共産党の執政を避けて広東省からベトナムへ移住してい

²⁰ 財力をもっていた華人の一部は、ベトナム共和国・南部解放戦線の双方にとって重要な役割を担っていたが、そうした協力者の華人・華僑であっても財産没収が行われた（ファイ2015：164）。

²¹ これらの脱出にはベトナムの当局も関与しており、金銭を納入すれば逮捕されずに出国することができた。南部では「プロジェクトII」と呼ばれ、一部の上層部のみが関与していた（古田2017：157）。

る。KHの両親は、メコンデルタやサイゴンなどを転々としながら、最終的にビントゥアン省で居住することになった。KHの生まれ育った地域は、漁業が盛んでKHの両親は釣り道具屋を営んで生計を立てていた。カントー市在住のAKの父は、焼豚屋を営んでおり、双方ともに資産家とは言い難い。南ベトナムが敗北すると、両者の両親は中国での経験から共産化を恐れた。実際に、資産家のみならず広範な華僑・華人の経済活動に対する弾圧や国籍選択の強制などが行われた（姜 2021：38）。華人たちは二重に弾圧をうけることになったのである。

徴兵拒否

上述した華人のKHは、直接的な出国動機は華人への弾圧ではなく徴兵拒否だと述べている。徴兵されれば、カンボジアか中国どちらへ徴兵されるかはわからなかった。しかし、先に徴兵された知人や友人の訃報、怪我をして故郷に帰ってきた友人の姿を目の当たりにし、KHは徴兵を逃れたい気持ちが強まった。このままベトナムに留まっても死ぬだけだと思い、ベトナムからの脱出を決めた²²。KHのように徴兵拒否を主な理由とした出国者は、南中部のカインホア省出身のSNのほか、カンボジア国境側に位置するメコンデルタ出身の当時15歳から18歳の若者たちに多くみられる（表1-2 PT・AK・LH）。上述の華人AKは、両親が出国の手はずを整え、出発の3日前に突然脱出を伝えられた。家族と離れ、知り合いのほとんどいない船に単身で乗り込み、ベトナムを離れた。ティエンザン省出身のLHは徴兵され一度はカンボジアとの戦場へ向かったが、途中で怖くなって友人たちと家へ逃げ帰った。しばらく家に潜伏したのちに、脱出の船にのりこんだ。

カンボジア紛争・中越戦争に際して、新政府はその兵士不足を補うために、徴兵年齢の引き下げ、親たちは徴兵対象とされるおそれのある息子を戦争で死

²² 2020年9月23日インタビュー（長谷部美佳氏との合同）。

なせないために秘密裏に船賃を工面し、乗船の手配をしていた。10代の青年たちのなかには、命を守るためとはいえ、脱出の数日前や当日に親から出国するように言われ、十分な心の準備もできないままに出国しなければならなかった。若い子どもが誰かに口外して脱出が露呈しないための親たちの配慮ではあったが、子どもたちは時には自分の意志に反して、誰も身寄りのない状況で孤独に異国での生活をおくることになったのだった。

経済的困難

1970年代後半、南部で急激な社会主義政策が推進されるとともに、当時のベトナムをめぐる国際情勢と相まってベトナム経済は低迷した。計画経済のなかで生活物資は政府からの配給で賄うことになり、南部でも農業の集団化や工業の国営化がすすめられていく。そうした社会変動のなか 78年末のベトナムのカンボジア派兵、79年の中国との戦争、さらに西側諸国の経済制裁が重なり、食糧危機に陥った（岩見 1996：26）。さらにベトナムへの包囲網の強化として、79年に開催された第1回インドシナ難民国際会議では、インドシナ三国からの出国者は、原則として個別審査なしに第三国へ定住する権利をもつ広義の「難民」として受け入れることを決定され、人々の流出が加速化した。ベトナム政府は86年にドイモイ政策へ転換するが、すぐに経済的な効果は波及せず、都市生活者、農民・漁民たちなど、その政治的立ち位置や出身階層に関わらず、多くの人々がベトナムからの脱出を試みることになった。

GN・NT・NLの出国理由は、厳しい経済困窮からの脱出であった。きょうだいの長子（長女）であったGNは、83年に3番目（次男）の弟と船に乗り込んだ。当時の生活は非常に苦しかった。80年にすでに母方のおばが難民としてオーストリアに受け入れられており、自分もおばのように新しい土地で生活を切り開きたいと願い、船で出国することを決心した。

ベトナム戦争が終結したとき9歳だったTNは、学費の工面が難しかったた

め小学校2年生から学校には通っていない。家のわずかな田で育てた米を市場で売るなどしていたが、生活は厳しく、サツマイモ (Khoài lang) ばかり食べる貧しい生活を送っていた。先に親類や兄弟がボートピープルとしてベトナムを脱出しており、自分もいずれ出国しようと思っていた。脱出の準備をすすめるなかで、上述の KH と出会い、結婚して、同じ船でベトナムを出国することになる。

TL の場合は、第6期 (表1-1) にあたる94年にベトナム北部から脱出し、香港のキャンプからフィリピンの難民キャンプへ移動後、日本に受け入れられていた。90年代になるとベトナムの社会情勢も落ち着き、難民数は減少、各国が受け入れを停止していく。また、ドイモイ政策への転換によって市場経済の導入が始まった。しかし、頼みの綱であったソ連が援助を打ち切るなど、ベトナム経済は依然として低迷が続いていた。出国を企図しながらも準備に時間がかかったり、失敗して公安に見つかったりした人たちにとっては最後の脱出の機会であった。TL もそうした状況のなかで出国を決めた一人だったといえよう。

以上のように、ベトナム難民たちの経験は、南ベトナム政府関係者・軍人・軍属やその家族に対する弾圧といった要因のみでは単純化できないことがわかる。統一ベトナムの政治的葛藤、周辺国との関係悪化のなかで、厳しい生活を強いられた人びとは、サイゴン陥落時の激動のなかで西側世界への脱出が道付けられ、その後の難民流出の長期化へと繋がっていった。86年にベトナムはドイモイ政策へ転換し、経済制裁をうけていた国との関係を回復し、経済発展の活路を見出していく。しかし、その効果はすぐには波及せず、先に構築された難民化の戦略をいわば踏襲して、難民の流出は継続したのであった。

5. 考察

これまで、ベトナム人たちが難民としてベトナムを出国し、日本に定住する

までの経緯を明らかにすることで、かれらがどのような生活背景や経験を抱えながら日本に受け入れられたのかをインタビューと先行研究から明らかにしてきた。ここでの記述は、必ずしもベトナム難民全体を網羅するものではないことは留意されたい。

ベトナム難民の流出は、ベトナム戦争の終結によって東西冷戦とその崩壊に起因したものであった。約20年に及ぶ社会変動のなかで流出した難民たちの出国に至るまでの経験は、出国時期だけでなく、年齢・出身階層・居住地・ジェンダーによって差異があることがわかった。ベトナム難民に対する日本社会の一般的理解は、1975年4月30日のサイゴン陥落による南ベトナムの敗北と新政権への弾圧で留まっており、その後の国際的な立ち位置や社会情勢については十分な情報もないまま、80年代後半の経済難民・偽装難民といったメディアの言説が流布し、その溝は十分に埋められず現在に至っているといえるだろう。

フランスからの植民地支配と日本占領からの独立戦争、そしてその新国家建設のための独立戦争が冷戦構造へ巻き込まれたことによって、ベトナム民衆は国際社会にインパクトを与えるような大きな戦禍に苛まれ続けることになった。ベトナム統一後も、70年代末に表出する共産主義圏内の対立によってベトナム民衆は、ベトナム戦争を生き残ったにも関わらず、新たな戦争へ次世代を担う家族を差し出さねばならなかった。また、ベトナムの華人・華僑の場合は、国共内戦と中国共産党の支配をおそれ、中国からベトナム南部に逃れた人びとが一定数いるが、ベトナムの統一、南部の共産化と華人・華僑への弾圧政策によってさらに居住地を追われることになるのである。

難民としてベトナムを出国した人びとは、夫婦や幼子を連れて家族で脱出する場合もあれば、徴兵や貧困から逃がすために、親の意志で見知らぬ人しかなかった船にひとりだけ預けられた人たちもいた。同じ家族や親類にも黙って秘密裏に行われる場合もあれば、村落ぐるみの計画の場合もあり、別の地域に住む

親類と連携をとるなど脱出のためのネットワークも形成された。脱出の準備は数ヶ月から数年にわたる場合もあり、その実行までにかかる時間はそれぞれ異なる。

ベトナム難民は条約難民とは異なり、個別審査が行われずに受け入れがなされた。しかし、流出が長期化すると難民かどうかを精査するために、1989年にはスクリーニングが導入された。こうした審査の眼差しゆえに、難民たちの語りは、自身が難民であることを強調せざるを得ない。そのため、このような脱出のための綿密な準備といった計画性はしばしば後景に押しやられる。理解されやすい戦争の被害や新政権による弾圧のみが語られがちだが、この生存のための用意周到な戦略こそが難民であることの証左であることがそれぞれの出国背景の語りか浮かび上がる。

また、再教育キャンプの運営が80年代まで行われていたことを考慮すれば、五島(1996)による出国時期による難民の流出背景の区分は、当時の情勢や難民化した人びとの背景の理解には必須だが、個々人の事情と当てはまらない場合があることには留意が必要である。特に、経済難民といった見方は、アメリカの対ベトナム政策やアメリカと中華人民共和国の国交正常化、それに追従する西側諸国からの経済制裁、頼りにしていたソ連の弱体化が与えている影響は大きい。それは、植民地支配からの独立戦争から継続する一連の流れのなかで生じたことである。それゆえに、難民流出の経緯を、ベトナム戦争や統一したベトナム社会主義共和国からの弾圧、南部で急進的に行われた社会主義政策への不適応と単純化することは、ベトナム民衆の経験した困難を矮小化しているとはいえないだろうか。本論は、ベトナムをめぐる国際情勢と社会経済、難民として出国した一人ひとりの経験の相互作用を考察することで、ベトナム難民と一括りにされる人びとたちのなかにある多様性を捉えることができたといえよう。難民になることは、長期的なプロセスの帰結であり、複数の事象が複合的に重なりあうなかで選択されたものなのである。

また、上述したようにベトナムを含むインドシナ難民に対して、国際社会はその大量発生に際し、難民審査を通さずに受け入れを行うと決定を下した。それは人道的観点でもあり、社会主義国からの逃亡者を受け入れることで自由世界の優越性を示そうとする冷戦体制下における戦略のひとつでもあった（佐原 2014：40）。ベトナムを出国した人びとは、西側諸国を中心に国際的に構築されたネットワークのなかで、救助すべき難民として扱われ、その一部が同陣営にある日本へも受け入れられた。あえて難民審査を省き、多様な社会階層の難民たちを迎え入れたのは、西側諸国の側であったのである。ベトナム難民をめぐる国際的な支援政策とそれぞれの経験を対比したとき、むしろかれらが本当に「難民であるか」ということよりも、ベトナム新政府と西側諸国の緊張関係のなかで構築され、ときにベトナム本国も巻き込みながら発展してきた難民支援政策を利用できるかどうかしか、その振り分けを可能にする基準はないともいえる。ベトナム難民という存在は、ベトナムをめぐる国際情勢とその社会経済への理解をもってして、国際的に構築された難民政策のなかで構築されたものであるならば、かれら自身に難民であるかどうかの証明を迫ること自体が、難民という存在への不理解を体現しているとはいえないだろうか。

引用文献

- アジア福祉教育財団難民事業本部 2006「国際救援センターのあゆみ：難民受け入れ 23 年間の軌跡」アジア福祉教育財団難民事業本部。
- 福田忠弘 2006「ベトナム北緯 17 度線の断層 南北分断と南ベトナムにおける革命運動（1954～1960）」成文堂。
- 古田元夫 2016「増補新装版 ベトナムの世界史 中華世界から東南アジア世界へ」東京大学出版会。
- 古田元夫 2017「アジアの基礎知識 4 ベトナムの基礎知識」めこん。
- 五島文雄 1994「ベトナム難民の発生原因」加藤節・宮島喬『難民』東京大学

出版会、pp. 53 - 80。

萩原修子 1997「ベトナム南部村落におけるカトリック教会：タンチュウ村の事例から」宗教と社会 3 巻、pp. 87 - 117。

ファイ・ドック、中野亜里訳 2015「ベトナム：勝利の裏側」めこん。

姜紅祥 2021「ベトナム華僑の現状と中国中小企業のベトナム直接投資：フィードバックに基づいて」人文論叢 69、pp. 33 - 56。

ホー・ティ・キュー「ベトナムから来た聖少女—ホー・ティ・キューの青春日記」日本放送出版協会。

熊本日日新聞 1993「漂着の国で あるベトナム難民の記録」葦書房。

岩見元子 1996「ベトナム経済入門—COMECON から ASEAN へ」日本評論社。

中野亜里 2016「米越関係 戦後 40 年の軌跡と新たなパートナーシップの構築」立教アメリカン・スタディーズ 38、pp. 7 - 23。

田中宏 2013「在日外国人 第三版—法の壁・心の溝—」岩波新書。

佐原彩子 2014「冷戦政策としての人道主義：70 年代後半からのアメリカのインドシナ難民救済活動」アメリカ太平洋研究 14、pp. 38 - 46。

瀬戸徐映里奈 2020「ベトナム難民の『故郷の食』にみる社会関係と自然利用—地方都市・姫路での暮らしから」小野良亮・中西雄二・岡野翔太・瀬戸徐映里奈『「亡国の越境者たち」の 100 年—ネットワークが紡ぐユーラシアの近現代史』風響社。

若林敬子 1990「中国における人口流動 “盲流”：就学生・偽装難民流出の背景」人口問題研究 (194)、pp. 35 - 50。